道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規則の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示 【2007.11.09】第54条(速度計等)

(速度計)

- 第五十四条 平成十八年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第四十六条第一項並びに細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、速度計は、次の基準に適合する構造とすることができる。
  - 一 速度計は、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。
  - 二 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度三十五キロメートル毎時以上(最高速度が三十五キロメートル毎時未満の自動車にあっては、その最高速度)において、正十五パーセント、負十パーセント以下であること。
  - 三 アナログ式速度計(次号に規定するディジタル式速度計以外の速度計をいう。)の 指示針の振れは、前号に掲げる状態において、正負三キロメートル毎時以下であること。
  - 四 ディジタル式速度計(一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。) の表示の単位は、二・五キロメートル毎時以下とする。ただし、二十キロメートル毎時未満の速度を示す場合にあっては、この限りでない。
  - 五 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光 塗料を塗ったものであって、運転者をげん惑させないものであること。
- 2 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車については、前項第四号中「二十キロメートル毎時」を「二十五キロメートル毎時」に読み替えて適用する。
- 3 平成二十年九月三十日以前に製作された軽自動車については、保安基準第四十六条第 二項中「カタピラ及びそりを有する軽自動車」とあるのは「軽自動車」と読み替えるも のとする。